



# 消防用設備等点検結果報告書の届出が郵送で行えるようになりました。

## 郵送による消防用設備等点検報告書の留意事項

1. 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
2. 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。  
なお、消防用設備等点検結果報告書は郵便法第4条第2項の信書及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項の信書に該当します。これらの法令により、点検結果報告書の送付については、郵送又は信書便事業者が行うサービス以外の方法による送付は認められておりませんのでご注意ください。
3. 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来庁するよう指導する場合があります。

## 郵送時のチェックリスト

- 茨木市管内の点検報告書ですか。
- 点検結果報告書に記載漏れはないですか。
  - ・届出日
  - ・防火管理者欄(防火管理者が選任されている場合に限る。)及び立会者欄(点検に立ち会った者がいる場合に限る。)
- 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか。
- 返信する副本は、正本と同じ内容のものとなっていますか。
- 副本を返信するための返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか。

### ● 郵送先

郵便番号:567-0885  
住 所:大阪府茨木市東中条町2番13号  
茨木市消防本部 予防課 行

### ● お問い合わせ

電 話:072-622-6950(予防課直通)

